



公益社団法人

相双法人会

経営支援/地域発展事業

# 「軽減税率制度研修会」

消費税軽減税率制度の実施時期(10月1日)が迫ってきました!

## 準備はお済ですか?

～消費税軽減制度は、すべての事業者に関係する制度です～

今年10月から消費税増税に伴い、日本初の軽減税率制度が始まります。

軽減税率対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

今、事業主のみなさまが準備しなければいけない事柄を御説明しますので、誰でも参加自由、無料になりますので、ぜひ御参加ください!

日時 令和元年**9月17日**(火) **13時30分～15時00分**

会場 **原町生涯学習センター  
集会室** 南相馬市原町区小川町322-1  
☎ 0244-24-5322

日時 令和元年**9月25日**(水) **13時30分～15時00分**

会場 **Jヴィレッジ  
コンベンションホール** 檜葉町山田岡美シ森8  
☎ 0240-23-7311

講師 **相馬税務署・税務担当官**

主催  
問い合わせ先

〒976-0042 福島県相馬市中村字桜ヶ丘54-1  
**公益社団法人 相双法人会**  
TEL(0244)36-5754 FAX(0244)36-8944

共催

青年部会  
女性部会

※ 先着順(定員となりましたら、受付を終了します。) ※ 事務担当者、事業主、法人会員、個人事業主 誰でも参加自由です。  
※ 事前に参加申込等はいりません。

相双法人会の会費は年額7,000円です。

令和5年10月から施行予定のインボイス制度や、税に関するテキストはじめ情報誌が届きます。

講演会・研修会や異種業者間の交流会に参加できます。

この機会に法人会へ入りませんか。電話をお待ちしております。